

山口県老人保健施設協議会選挙規則

平成14年4月25日制定

第1章 総則

第1条 本会の役員等の選挙は、会則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 この規程による選挙は次の各号に定められる役員選挙とする。

一 会則第9条に規定する役員

第2章 選挙期日の公示

第2条 選挙期日は、30日前までに全会員に通知しなければならない。

第3章 候補者

第3条 第1条第2項の候補者になろうとする者は、公示のあった日から選挙の14日前までに文書（様式第1号）をもって、会長に届出なければならない。

2 会員が他の会員等を候補者として推薦しようとするときは、前項に規定する期間中に、推薦届（様式第2号）に本人の承諾書（様式第4号）を添えて、会長に届出なければならない。

3 ブロック長は、ブロック理事候補者を第1項に規定する期間中にブロック理事推薦届（様式第3号）をもって、会長に届出なければならない。

4 会長は、前項の届出を受理した時は、資格審査を行って役員候補者等一覧表を作成し、選挙期日の7日前までに全会員へ送付しなければならない。

5 会長は、前項の届出を受理した後、候補者の資格に疑義が生じた時は、資格の有無につき、役員会の議を経て、選挙期日の前日までに決定しなければならない。

6 役員候補者は自らの意思により、当該選挙の行われる直前まで、候補者であることを辞退できる。

第4章 投票及び開票

第4条 第1条第2項の選挙は、総会において、出席会員の投票により行う。

第5条 投票用紙の様式は、役員会が定める。

第6条 選挙は無記名投票により行う。

第7条 投票は、会員の席順により行う。

第8条 次の投票は、これを無効とする。

- 1 正規の用紙を用いてないもの
- 2 候補者でない者の氏名を記載したもの
- 3 候補者の何びとを記載したか不明のもの
- 4 同一候補者の氏名を二以上記載したもの

第9条 総会議長は、会員（当該選挙の候補者を除く）の中から3人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

第10条 選挙立会人は、開票に関する事務を担当し、投票箱を開き、投票を調査点検し、投票人数、投票数、有効投票数、無効投票数とその理由及び各候補者の得票数を議長に報告しなければならない。

第5章 当選人

第11条 有効得票の得票数の多いものの順に当選人とする。

第12条 第3条の規定による届出があった当該候補者の数が、その選挙における定数を超えない時は、投票を行わないで当選人を決定する。

第6章 異議の申し立て

第13条 選挙の効力に関し異議のある会員、候補者またはその代理人は、直ちに議長に対して異議の申し立てをすることができる。

- 2 前項の申し立てがあったときは、議長は会議に付きなければならない。

附則

この規則は、平成14年6月1日より施行する。

1. 平成30年 5月25日一部改正する。